

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.156

No.156 2019.10.19

■ 賃金等請求権の消滅時効を改正民法に 合わせることを求める声明を発表しました！

現在、労政審において、賃金等請求権の消滅時効の期間について議論されていますが、改正民法の施行を来年4月に控えた現時点においても、未だに結論が出ていません。

そこで、2019年10月18日、当弁護団は、賃金等請求権の消滅時効を改正民法に合わせて5年とし、施行日以降に到来する賃金等請求権を適用対象とすることを求める声明を発表しました。

労基法の規定を残して消滅時効期間2年を維持するということは、民法よりも過酷な条件を労基法において維持するということになり、労働者保護を趣旨とする労基法の理念に矛盾します。また、使用者側が2年を維持するために、①記録保管のコストの増加、②弁護士費用の増加等の主張をしていますが、①記録保管には電子データを利用すれば容易であり、確定申告にかかる記録の保存期間が7年であることに鑑みれば、さほどの負担増ではありません。そして、②残業代等を含む賃金を支払っていただければ、紛争が生じることも無く、弁護士費用等が増加することもないため、いずれも考慮に値しない理由だと言えます。

また、改正民法附則10条により施行日前に労働契約を締結した者の消滅時効は2年のままという意見がありますが、こちらについても、労働契約が長い人ほど消滅時効の期間が短くなるという不利益を被ることになり、不合理な解釈だというべきでしょう。

このように、賃金等請求権についての消滅時効については、早急に改正民法に合わせるべきなのです。

皆さんも是非、声明の拡散にご協力下さい！

■ APALA 訪日イベントにご参加ください！

2019年10月25日(金)・26日(土)、法政大学フェアレイバー研究所・APALA 訪日実行委員会と共催で、APALA(Asian Pacific American Labor Alliance, AFL-CIO、アジア太平洋系アメリカ人労働者連合)のメンバーを迎えてアメリカの労働運動を学び、交流できるイベントを行います！

APALAは、1992年に結成されたアジア系太平洋諸島系の移民やアメリカ人労働者で構成されるアメリカの全国組織です。アメリカでは、教員によるストライキが行われるなど若者による労働運動が活性化しており、日本においても労働組合の活性化に向けて学ぶべきところが多いのではないのでしょうか。

10月25日18:00～は「教員ストライキの教訓」をテーマに、10月26日14:00～は「労働運動を元気にする」をテーマに、アメリカの労働運動を紹介してもらいつつ、意見交換をする企画になっています。

皆さまのご参加はもちろん、労働運動に携わっている方に広く参加いただきたいと思っておりますので、ぜひお知り合いの方に拡散ください！

Day1 シンポジウム 「教員ストライキの教訓」

10月25日(金) 18時～20時

法政大学市ヶ谷キャンパス大内山校舎4階・Y402

教員たちはどうしてストに立ち上がったのか、ストはいかに準備

され、何を勝ち取ったのか、教員ストのオルガナイザーたちから、

ヒアリングや写真を見て報告を聞きます。疑問をどんどんぶつ

きましょう！！

Day2 交流会 「労働運動を元気にする」

10月26日(土) 14時～18時

法政大学市ヶ谷キャンパス外環校舎4階・S407

労働運動の高揚がいかにもたらされたのか、女性や若者がどうし

て集まっているのか、民族的マイノリティの活動の意義、戦略的

なキャンペーンの経験、組織化のノウハウを聞きます。その取

組グループに分かれて1時間30分の分會を行います。なんでも

質問し、交流しましょう。最後に振り返りの機会を持ちます。

★参加費は無料です。通訳付きです。

申し込み不要でも参加できます。

APALA

ASIAN PACIFIC AMERICAN LABOR ALLIANCE, AFL-CIO

今回訪日するのは、アジア太平洋系アメリカ人労働

者連合(アパラ)の7名です。教員組合、ホテルレ

ストラング組織、サービス産業組織、医療介護関係の

労働者などで豊富な経験をもっています。

アパラは、ナショナルセンターのAFL-CIOの構成組

織で、アジア系太平洋系の労働者によって構成され

た全国組織です。

議長 モニカ・タマラ氏

セント・ウォン氏 (UCLA

レイバー・センター)

(教員労働)

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790